

船舶等型式承認規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 型式の変更の承認
- ② 手続根拠 : 船舶等型式承認規則第8条
- ③ 手続対象者 : 船舶等の製造者
- ④ 提出時期 : 法第2条第1項の命令で定める性能等に影響を及ぼすことの少ない変更をしようとするとき。
- ⑤ 提出方法 : 申請書を船舶等を製造する主たる事業場の所在地を管轄する各地方運輸局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : 同規則別表第一など(詳しくは、最寄りの地方運輸局へお問い合わせください。)
- ⑦ 添付書類・部数 : 同規則第5条第2項に掲げる書類のうち変更にかかるもの(詳しくは、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。)
- ⑧ 申請書様式 : 型式承認変更申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 事業場の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
- ② 相談窓口 : 事業場の所在地を管轄する地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶安全法関係技術基準省令等
- ② 標準処理期間 : 70日。物件等により異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による。